

川崎都市計画道路の変更（川崎市決定）

都市計画道路中1・2・1号高速湾岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・2・1	高速湾岸線	川崎市川崎区浮島町（東京都界）	川崎市川崎区扇島（横浜市界）	川崎市川崎区浮島町	約8,670m		6車線	31m		浮島町地内で東京湾横断道路に接続 浮島町地内で高速川崎縦貫線に接続
	構造形式の内訳		川崎市川崎区浮島町（東京都界）	川崎市川崎区浮島町	川崎市川崎区浮島町	約910m	地下式		31m		
			川崎市川崎区浮島町	川崎市川崎区浮島町	川崎市川崎区浮島町	約540m	掘割式		31m		
			川崎市川崎区浮島町	川崎市川崎区東扇島	川崎市川崎区東扇島	約1,940m	地下式		31m		
			川崎市川崎区東扇島	川崎市川崎区扇島	川崎市川崎区東扇島	約1,040m	嵩上式		28m		
			川崎市川崎区扇島	川崎市川崎区扇島（横浜市界）	川崎市川崎区扇島	約230m	嵩上式		28m		
						約4,010m	地表式		28～76m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と立体交差1箇所	
<p>なお、川崎市川崎区浮島町地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。</p> <p>なお、川崎市川崎区東扇島地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。</p> <p>なお、川崎市川崎区扇島地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。</p>											<p>終点方向出入口 起点方向出入口</p> <p>終点方向出入口 起点方向出入口</p> <p>終点方向出入口 起点方向出入口</p>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書による。

理由書

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市における人や自動車交通などの円滑な移動を確保するとともに、都市の将来像を方向付け、市街地環境の形成に大きな影響を与える根幹的な都市施設です。

川崎都市計画道路1・2・1号高速湾岸線は、首都圏の自動車交通の大動脈として、人や物流の交通を支える自動車専用道路の一つであり、昭和52年8月に東京湾沿いの各都市における相互連絡と内陸部交通の緩和を図るため都市計画決定され、現在までに川崎市川崎区扇島地内の出口1箇所、入口1箇所を除く総延長約8,670mが完成しております。本路線のうち川崎市川崎区扇島地内については、東京方面との出入口を都市計画決定しておりましたが、令和5年8月31日に策定した「JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針」に基づく扇島地区の土地利用転換に伴い、その交通需要を処理するために新たに横浜方面との出入口を設けるにあたり、都市計画道路の区域を変更する必要があることから、本路線を変更するものです。併せて、車線の数を全線において定めるものです。

経緯書

川崎都市計画道路1・2・1号高速湾岸線

昭和52年 8月19日 神奈川県告示第619号により都市計画決定
平成 2年 8月14日 神奈川県告示第731号により出入口の増加、構造、区域の一部変更

今回の都市計画変更の経緯

令和5年10月 16日	都市計画素案説明会
令和5年10月 17日～ 10月 31日	都市計画素案縦覧
令和5年11月 11日	公聴会（中止）
令和5年12月 18日～ 令和6年 1月 30日	国土交通大臣同意事前協議・神奈川県意見照会
令和6年 2月 5日～ 2月 19日	法定縦覧
令和6年 3月 21日	都市計画審議会
令和6年 3月 27日	国土交通大臣同意
令和6年 4月 26日	告示

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
新	自動車専用道路	1・2・1	高速湾岸線	川崎市浮島町(東京都界)	川崎市扇島(横浜市界)	川崎市同区東扇島	約8,670m		6車線	31m		浮島町地内で東京湾横断道路に接続 浮島町地内で高速川崎縦貫線に接続 終点方向出入口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向出入口
		構造形式の内訳		川崎市浮島町(東京都界)	川崎市浮島町	川崎市浮島町	約910m	地下式		31m		
				川崎市浮島町	川崎市浮島町	川崎市浮島町	約540m	掘割式		31m		
				川崎市浮島町	川崎市東扇島	川崎市東扇島	約1,940m	地下式		31m		
				川崎市東扇島	川崎市扇島	川崎市東扇島	約1,040m	嵩上式		28m		
				川崎市扇島	川崎市扇島(横浜市界)	川崎市扇島	約230m	嵩上式		28m		
							約4,010m	地表式		28~76m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と立体交差1箇所	
旧	自動車専用道路	1・2・1	高速湾岸線	川崎市浮島町地先(東京都界)	川崎市扇島(横浜市界)	川崎市同区東扇島	約8,670m		二	31m		浮島町地先で東京湾横断道路に接続 浮島町地先で高速川崎縦貫線に接続 終点方向出入口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向出入口 終点方向出入口 起点方向出入口
		構造形式の内訳		川崎市浮島町地先(東京都界)	川崎市浮島町地先	川崎市浮島町地先	約910m	地下式		31m		
				川崎市浮島町地先	川崎市浮島町地先	川崎市浮島町地先	約540m	掘割式		31m		
				川崎市浮島町地先	川崎市東扇島地先	川崎市東扇島	約1,940m	地下式		31m		
				川崎市東扇島	川崎市扇島	川崎市東扇島	約1,040m	嵩上式		28m		
				川崎市扇島	川崎市扇島(横浜市界)	川崎市扇島	約230m	嵩上式		28m		
							約4,010m	地表式		28~76m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と立体交差1箇所	
		なお、川崎市川崎区浮島町地先		に出口2箇所、入口2箇所を設ける。								
		なお、川崎市川崎区東扇島地内		に出口2箇所、入口2箇所を設ける。								
		なお、川崎市川崎区扇島地内		に出口1箇所、入口1箇所を設ける。								

都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画道路1・2・1号高速湾岸線

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市川崎区浮島町、東扇島及び扇島地内